

流域治水の推進に関する条例第25条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの説明会
資料 (平成27年6月2日)

流域治水の推進に関する条例第25条 に係る盛土構造物設置等ガイドライン 解説資料

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/jyourei/files/25-guideline.pdf>

平成27年4月

滋賀県土木交通部流域政策局
流域治水政策室

滋賀県流域治水の推進に関する条例の概要

平成26年3月31日施行

2

前文 ・ 条例制定の背景 ・ 流域治水を推進する意義 ・ 条例を制定する目的

目的 ・ 流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資する

総則

- ・ 用語の定義
- ・ 基本理念
- ・ 県、県民、事業者の責務

基礎資料

想定浸水深の設定等

- ・ 県：流域治水に関する施策の基礎資料として、**想定浸水深(地先の安全度マップ)を設定**
おおむね5年ごとに設定・公表

実現

ながす

河川における氾濫防止対策

- ・ 知事：管理する河川の整備を行う。(浸水により生命・身体に著しい被害を生ずるおそれがある区域では特に配慮)
河道の拡幅等を計画的・効果的に推進
流下能力を維持するための河川内樹木の伐採等
当面河道拡幅等が困難な区間における堤防の強化

氾濫原における建築物の建築の制限等

- ・ 浸水警戒区域における建築規制
- ・ 区域(20年確率降雨で浸水深約3m以上の区域)は、住民・市町長・流域治水推進審議会(新設)の意見をふまえて指定
- ・ 指定区域においては、知事が想定水位以上に避難空間が確保されているかを確認した上で許可
- ・ 10年確率降雨で浸水深50cm以上の区域は市街化区域へ新たに編入しない(対策が講じられる場合を除く)

盛土構造物の設置等の際の配慮義務

ためる

集水地域における雨水貯留浸透対策

- ・ 森林および農地の所有者等：森林および農地の適正な保全による雨水貯留浸透機能の発揮
- ・ 公園、運動場、建築物等の所有者等：雨水貯留浸透機能の確保

浸水に備えるための対策

- ・ 県：避難に必要な情報の伝達体制を整備・市町への支援
- ・ 県民：日常生活で備えるとともに、非常時には的確に避難
- ・ 宅地建物取引業者：宅地等の売買等に情報提供
- ・ 水害に強い地域づくり協議会を組織し、浸水警戒区域の指定に関する事項や浸水被害の回避・軽減に必要な取組を検討

そなえる

とどめる

雑則

- ・ 財政上の措置
- ・ 施策実施状況の議会への報告
- ・ 市町条例との関係

罰則(当分の間適用しない)

- ・ 建築規制に関する規定に違反した者への罰則および過料

盛土構造物の設置等に対する 配慮等 (条例第25条)

第25条 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去(以下「設置等」という。)をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において**著しい浸水被害が生じないよう配慮**しなければならない。

2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

条例第25条 盛土構造物の設置等に対する配慮等

条例制定の背景

(これまでの制度における問題点 (流域治水基本方針 P11下11行目～))

- 土地の改変が伴う道路・鉄道等の連続盛土構造物の設置による水害リスクの変化については、行政においても網羅的・定量的に認識できていない。
- 連続盛土構造物の設置により、土地の改変がされ、一部の地域で水害リスクが高くなった事例がある。
- 県内にある避溢橋(東海道新幹線、北陸自動車道など)の多くは、水害のリスクを認識した地元住民、市町からの請願によるもの。

盛土構造物の設置等に対する配慮等(先人の知恵)

【東海道新幹線の例】

- 天野川氾濫域(米原市)
 - 昭和34年(1959年)伊勢湾台風
- 連続盛土であった東海道本線(明治22年(1889)開業)の軌道が氾濫水を堰き止め、軌道上流側が長時間湛水
- その教訓を活かし、東海道新幹線(昭和39年(1964)開業)には、地元が避溢橋構造を要望し、実現。

米原市箕浦 昭和34年伊勢湾台風

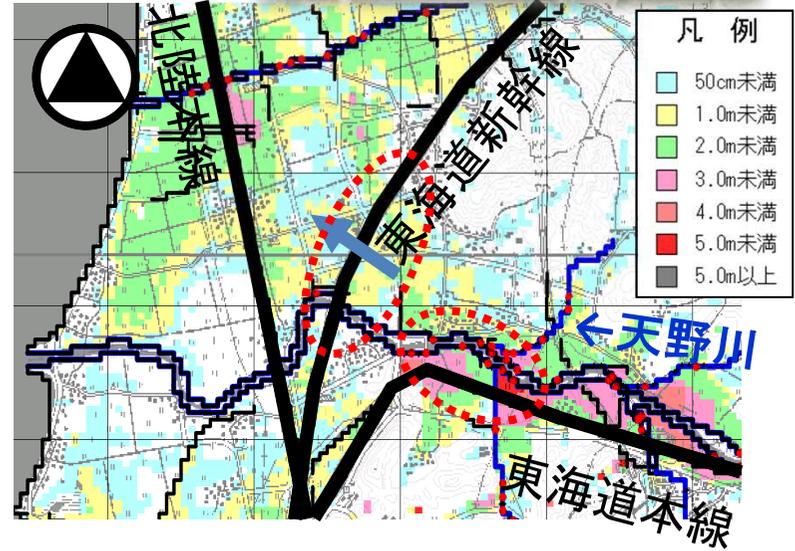
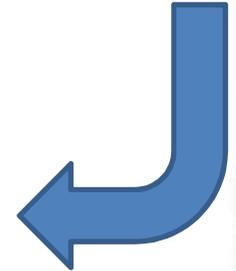
水害写真 現在



場所:米原市箕浦 撮影者:佐和 氏

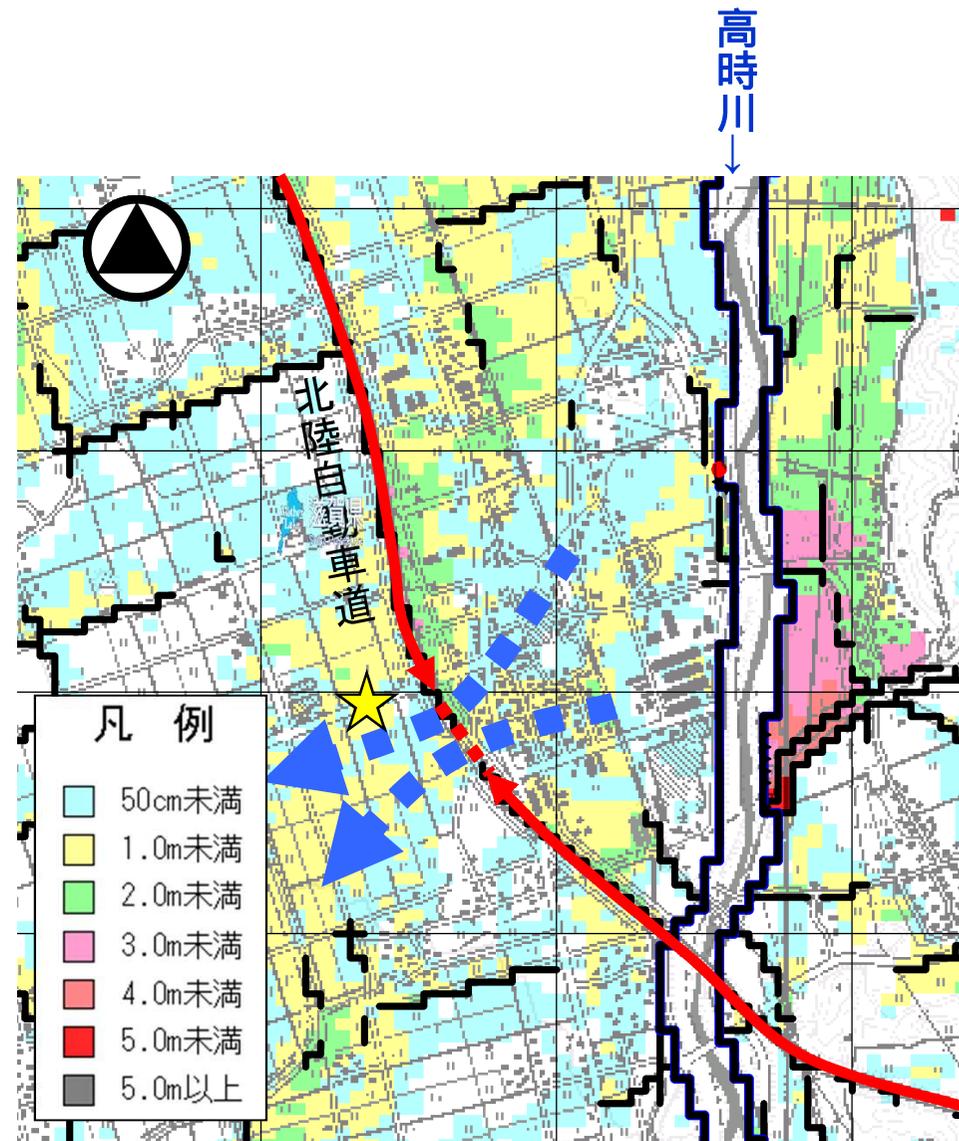
場所:米原市箕浦

東海道本線



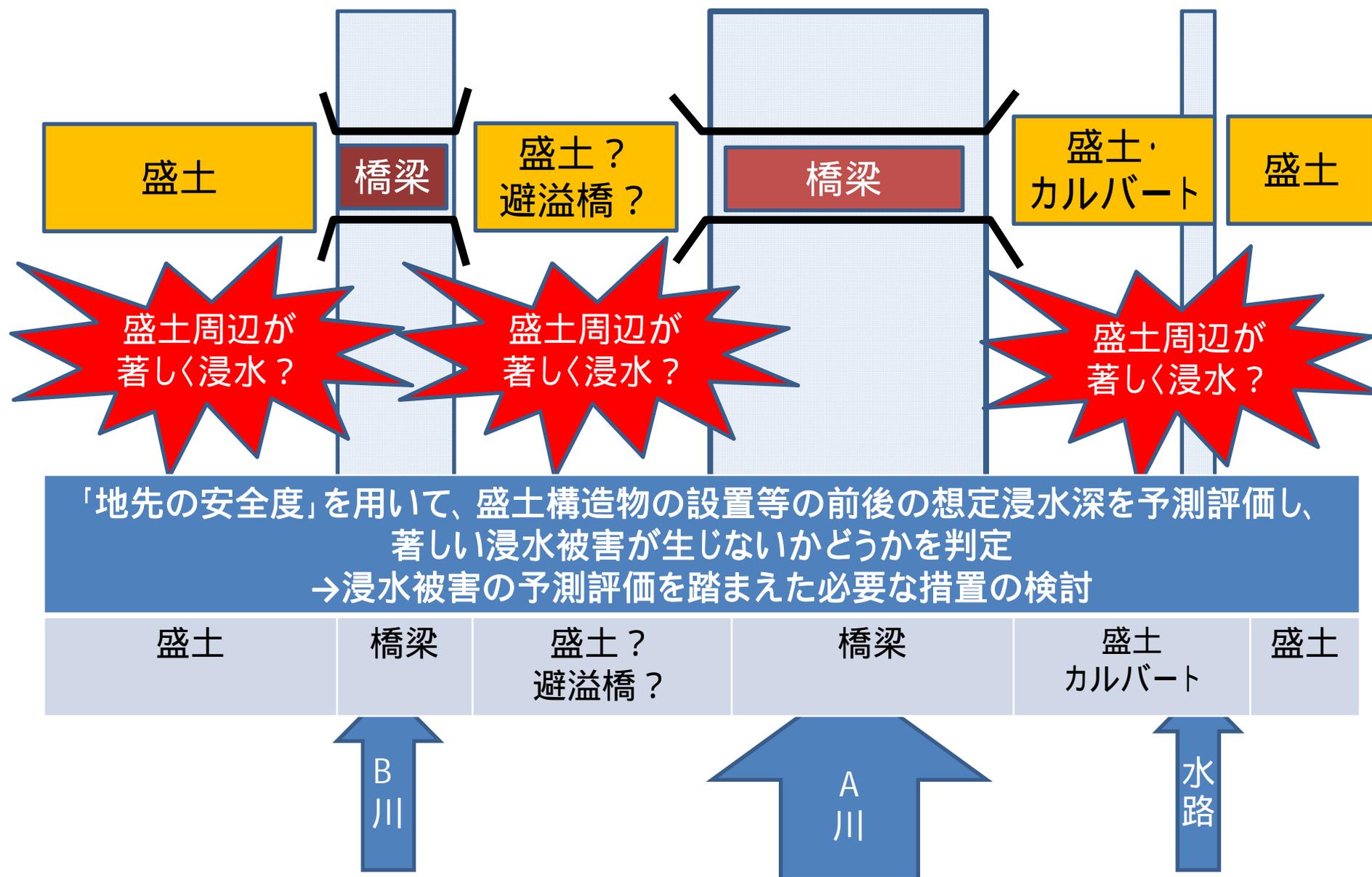
盛土構造物の設置等に対する配慮等(先人の知恵) 【北陸自動車道の例】

- 北陸自動車道(連続盛土)の一部を避溢橋構造とするよう、旧高月町が要望
- 高時川や周辺河川・水路からの氾濫水が、旧高月町市街地に深く湛水することを回避



条例25条に伴う実務

～事業者は、著しい浸水被害が生じないよう配慮すること～



条例第25条に係る盛土構造物設置等ガイドライン⁸

適用時期 平成27年4月1日

内容 条例第25条にかかる具体的な事務手順等(技術的評価方法、手続規定)を整理したもの。

ポイント

「地先の安全度」を用いて、当該盛土構造物の設置等の前後の想定浸水深を予測し、著しい浸水被害が生じないかどうかを評価すること

ガイドラインによる検討結果は、地元等関係者に浸水被害のリスクをより正確に理解していただけるよう、説明等に用いる。

経緯

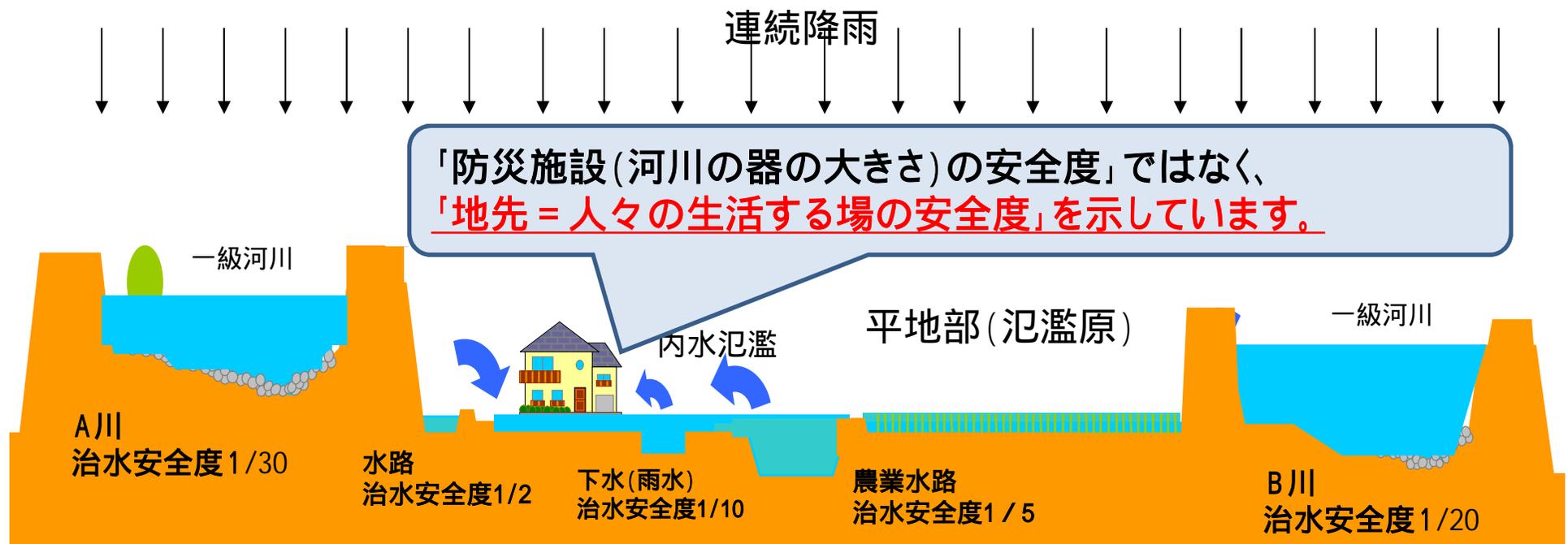
関係機関にてワーキングを6回開催し策定

(滋賀国道事務所、道路課、都市計画課、河川・港湾室、流域治水政策室)

流域治水の基礎情報 「地先の安全度マップ」 9

(全国初。平成24年9月公表)

大河川だけではなく、身近な水路のはん濫なども考慮した浸水想定マップ(10年、100年、200年に一度の雨)

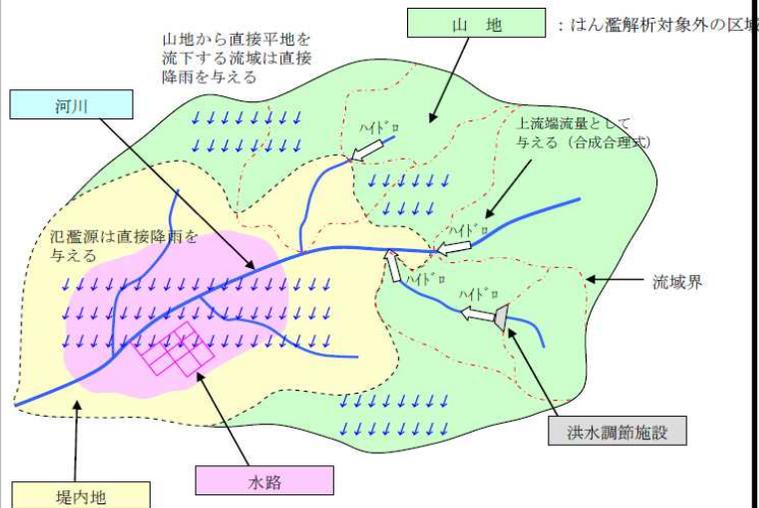
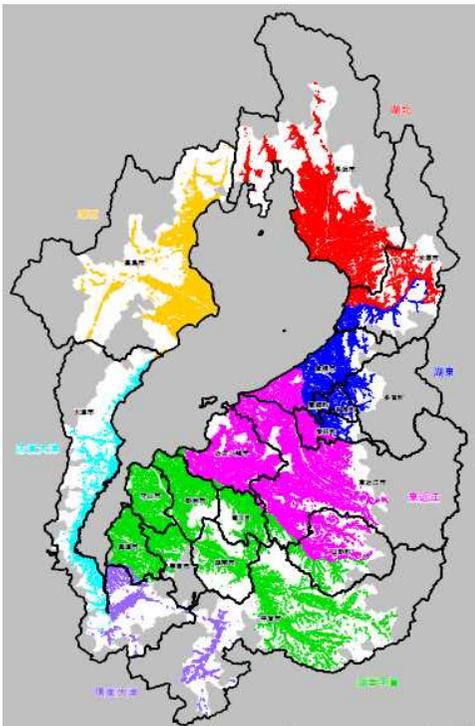


- 地先の安全度とは、身近な水路等の氾濫も考慮しどのくらいの水害リスクがあるのかをシミュレーションにより求めた指標です
- 盛土構造物の設置等によって、その周辺の地域における水害リスクの増減を評価することができます。

地先の安全度 解析方法

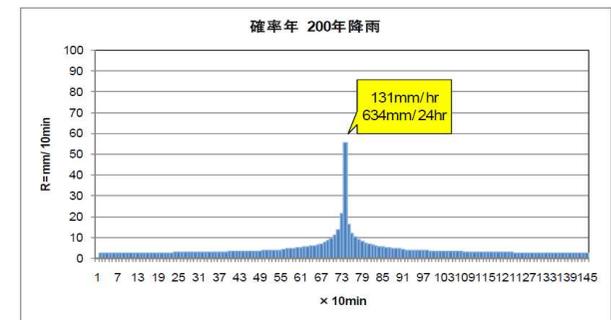
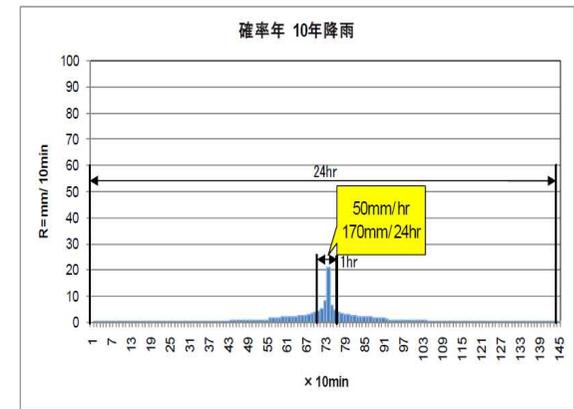
ガイドライン
p13

県内を7ブロックに分けて、山地部～下流域までの地形(水の流れ方向)を設定します。



地盤高さは、航空測量データ(LPデータ)を基本に作成

雨を与えて水の流れを計算し浸水深等を予測



地先の安全度マップ(最大浸水深図)

<http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>



滋賀県防災情報マップ

ホームへ

マップを表示 2画面で比べて見る

水害・土砂災害リスクマップ 水害リスクマップ 地震リスクマップ 任意のマップを選んで表示

立芸術劇場

おのの浜

おのの浜(二)

県民交流センター

打出浜

島ノ関駅

中央(四)

京町

滋賀会館

県庁

松本(二)

石場駅

石場

松本(一)

本宮(一)

本宮

朝日が丘(一)

100m

最大浸水深図

200年確率 [解説](#)

200年に一度の大雨(時間最大131mm程度の雨が降った場合)

大雨が降った場合に想定される浸水深さ

2階軒下まで浸水	5.0m
4.0m	
3.0m	
1階軒下まで浸水	2.0m
1.0m	
1階床下浸水	0.5m
未満	

ハザードマップ

凡例

マップの透過率 37%

凡例 表示 非表示

土石流

- 特別警戒区域(土石流)
- 警戒区域(土石流)

急傾斜地の崩壊

- 特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- 警戒区域(急傾斜地の崩壊)

地滑り

- 特別警戒区域(地滑り)
- 警戒区域(地滑り)

地先の安全度マップ

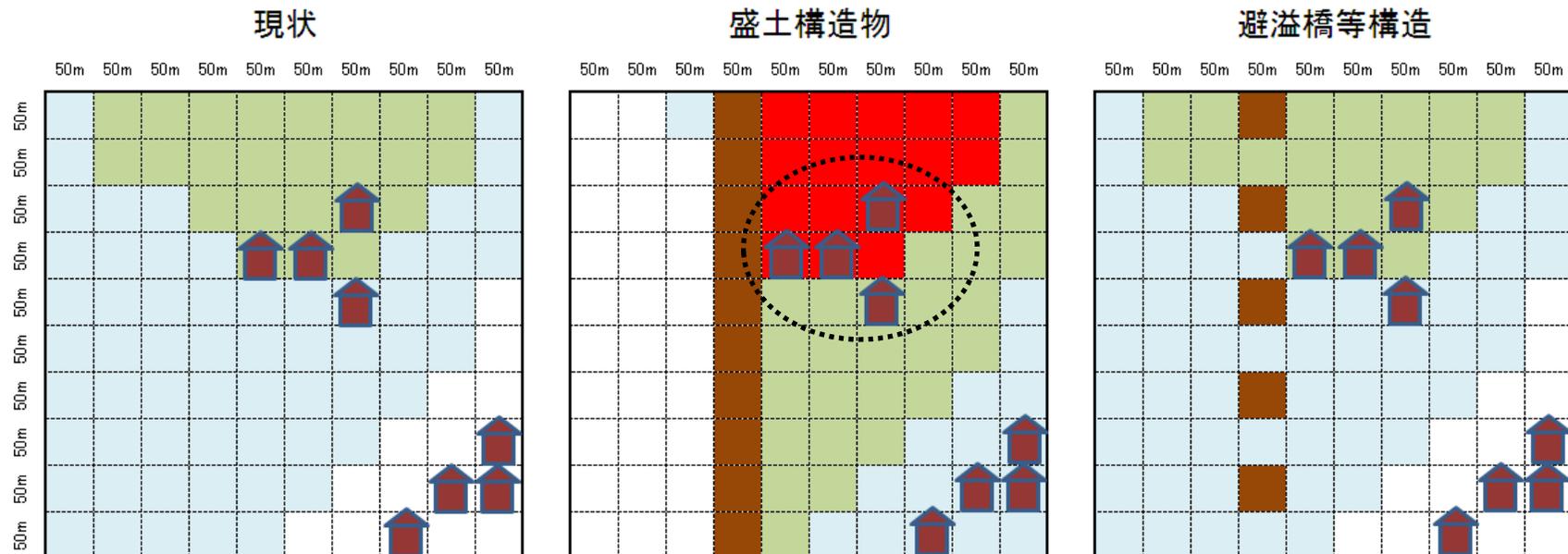
- 最大浸水深図 1/200年確率 [解説](#)
200年に一度の大雨(時間最大131mm程度の雨が降った場合)
- 最大浸水深図 1/100年確率 [解説](#)
100年に一度の大雨(時間最大109mm程度の雨が降った場合)
- 最大浸水深図 1/10年確率 [解説](#)

他に「土砂災害」「地震」のリスクも見ることができます。

「地先の安全度」を用いた浸水被害の予測評価

- 浸水シミュレーションを実施し、連続盛土構造物設置前後の水害リスクを予測・評価
- 著しい浸水被害が生じるおそれがある場合は、必要な措置を検討(開口部等、設計内容の精査)

盛土構造物設置等への配慮案 【凡例:赤色(3m以上)、緑色(0.5m以上)、水色(0.5m以下)】



盛土構造物設置等ガイドライン 目次

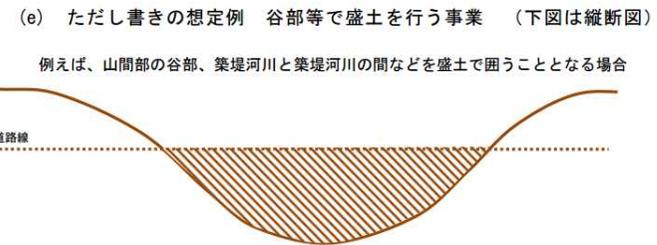
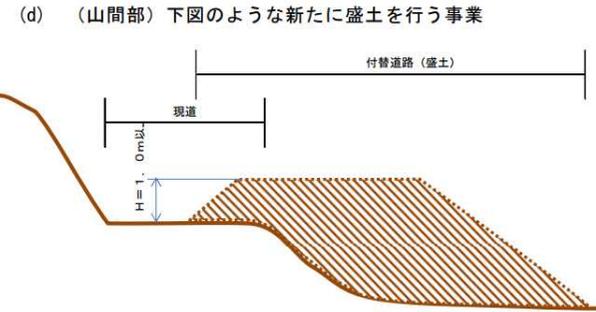
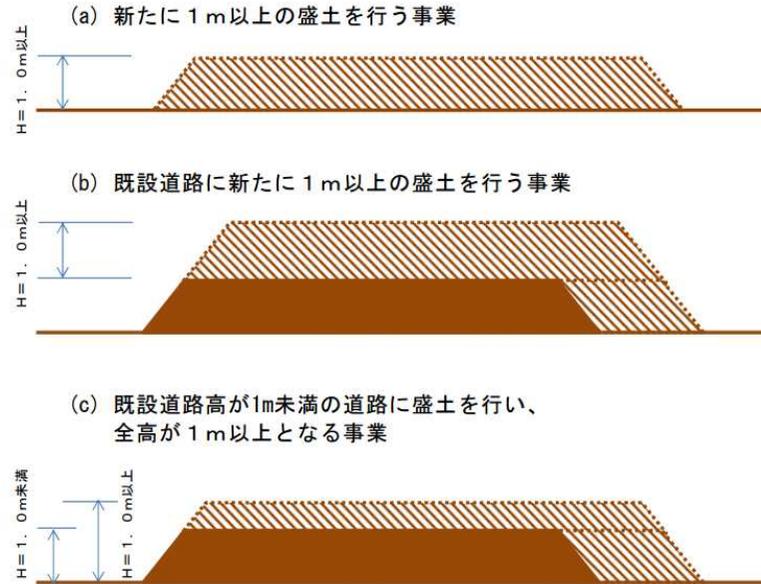
ガイドライン
p2

- 1章 目的
- 2章 適用範囲
- 3章 浸水リスクの調査
- 4章 盛土構造物の設置等による浸水被害の予測評価の技術的基準
 - 大規模な盛土構造物の定義
 - 【高さ1m以上の盛土が50m以上連続する】
 - 著しい浸水被害の定義
 - 既存市街地において、当該盛土構造物の設置等により、新たに、次の区域が生じること
 - 【1/10(最大時間雨量50mm)降雨時に想定浸水深が0.5メートル以上となる】
(= 床上浸水の発生のおそれがある)
 - 【1/200(最大時間雨量131mm)降雨時に想定浸水深が3.0メートルを超える】
(= 平屋建てが水没するおそれがある)
 - 地先の安全度を用いた想定浸水深の予測方法
 - 著しい浸水被害が生じないかどうかの評価方法
 - 浸水被害の予測評価を踏まえた必要な措置の検討
- 5章 手続き規定
- 6章 ワーキンググループ規約、メンバー

4章 大規模な盛土構造物の定義

ガイドライン
p8

【高さ1m以上の盛土が50m以上連続するもの】



※本ガイドラインの適用を省略することができる場合

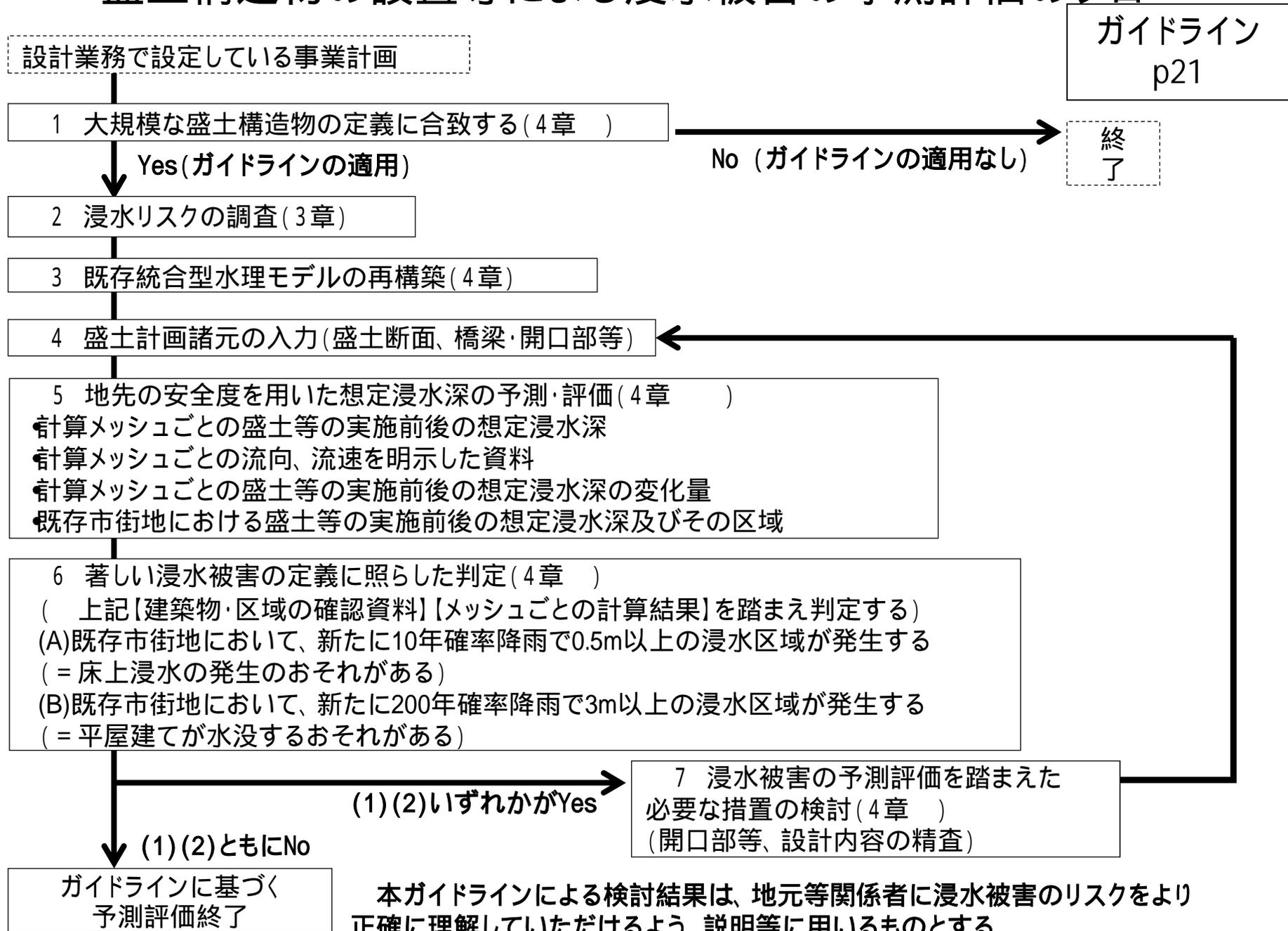
高さ1m以上の既存盛土等構造物を拡幅する場合は、大規模な盛土構造物の設置等にはあたらないものとし、本ガイドラインの適用を省略することができる。

【理由】

1. 既存盛土高が1 m以上のものは、氾濫流を遮る壁としてモデル表現済みであるため。
2. 拡幅事業の前後において、浸水リスクの変化は少ないと考えられるため。



< 盛土構造物の設置等による浸水被害の予測評価のフロー > 15



5章 手続き規定

ガイドライン
p22

道路・鉄道等事業者 (国、県、市町、民間)	知事 (土木事務所長) 窓口は、水害に強い地域づくり協議会を所掌する機関	知事 (土木交通部 流域治水政策室長)
往) 協議文書作成 → 提出 →	概要確認 → 副申 →	協議 → 協議完了
		↓
復) 協議回答文書(A)保存	← 経由 土木事務所長は(A)の写しを保管	← 協議回答文書(A)の交付 必要に応じて、条例25条第2項に基づき「必要な措置を講ずることを求める」意見を付す。

注) 水害に強い地域づくり協議会とは、流域治水の推進に関する条例第33条に基づく組織